

# 悪質商法による消費者被害の例

## 送りつけ商法（ネガティブ・オプション）

注文した覚えがないのにDVDが代金引替で郵送されてきた。家族のだれかが何か注文したのだと思い、立て替えて支払っておいたが、誰も何も注文などしていなかった。返送して代金を返してもらおうと思い会社に電話したが「代金を支払っていただいた以上売買契約が成立していますから、返金はいたしません」と言われてしまった。